

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 5 年 2 月 1 4 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当性を主張しているものと解される。

障害者で病気がある。本件処分通知書のお金では暮らしていけない。病気のため仕事も決まらず、家にいる。バイト、パートもできない状態である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年 8月18日	諮問
令和5年11月 7日	審議（第83回第1部会）
令和5年12月 1日	審議（第84回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

法11条1項は、保護の種類として、医療扶助（4号）を掲げ、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6号）等を規定している。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準において、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」としている。

(2) 申請による保護の開始・変更

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護

の実施機関に提出しなければならないとしている。同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

これらの規定は、同条9項により、要保護者等からの保護の変更の申請について準用される。

(3) 医療移送費

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」

(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」(本件要領第3・9・(1))とし、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」(本件要領第3・9・(2)・ア)等としている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から申請があった令和5年1月分の本件病院への通院交通費について、請求人宅と本件病院との間の経路を特定し、当該往復に係る交通費を算定して、請求人に600円支給することを決定し、その旨を本件処分通知書により請求人に通知した。

特定された通院経路は、電車を利用するもので、本件要領第3・9・(2)・アの「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」(上記1・(3))に該当すると認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法及び本件要領に則ってなさ

れたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、障害者で病気があり、本件処分通知書のお金では暮らしていけないこと等を理由として、本件処分の取消しを主張する。

しかし、令和5年1月分の通院交通費を請求する本件申請に対して、申請額に相当する額を一時扶助することとした本件処分に違法又は不当な点がないことは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

また、請求人の上記主張は、本件処分通知書に記載された生活扶助費及び住宅扶助費に対する不服とも解されるが、本件申請は、専ら通院交通費に係る申請であって、当該申請（本件申請）について一時扶助費として支給を決定した本件処分に違法・不当がないことは上記のとおりであり、本件申請に生活扶助費及び住宅扶助費に係る変更申請がない以上、これらの保護の変更について対応する手続をとる義務は処分庁にないというべきであるから、請求人の主張は採用することができない。

なお、請求人の令和5年3月分の保護費（生活扶助費及び住宅扶助費）について、当審査会事務局にて検算したところ、違算は認められず、保護基準に照らして適正であった。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹